

【C2】 林業架線作業主任者育成研修

受講のご案内

●研修の目的

現在、利用期を迎えている森林において、車両系機械での集材作業が困難な急傾斜地等においては、架線集材による効率的な作業システムが必要となります。

機械集材装置や運材索道の組み立て、解体等の作業、および機械集材装置や運材索道を用いた集材運材の作業を行う場合は、林業架線作業主任者免許を受けた者から作業主任者を選任しなければならないと労働安全衛生規則で定められています。また 6.75m を超える場所での作業はフルハーネス型の墜落制止用器具を使用しなければならないことと、同規則で定められています。

そのため、本研修ではフルハーネス型墜落制止用器具の特別教育の修了および林業架線作業主任者の養成を図ること目的とします。

本研修修了者は林業架線作業の実務経験が2年以上あれば、林業架線作業主任者免許の取得申請が可能です。

※スイングヤード、タワーヤード等の簡易架線集材装置を使用する作業であっても次にあげる場合は、機械集材装置による作業に該当するため、林業架線作業主任者の選任が必要です。

- (1) 主索を張って原木等を運搬する場合。(原木等の一部が接地している場合も含む)
- (2) 主索を張らない場合で集材機に控索を取り付け、作業索に生じる張力による集材機の移動を防止する措置等を講じて、原木等を巻き上げ、かつ空中において運搬する場合。

●到達目標

路網整備できない急傾斜地でも森林整備や木材生産を進めるための林業架線作業主任者免許の取得および林業架線作業に伴う高所での安全作業に必要なフルハーネス型墜落制止用器具に係る特別教育の修了を目指す。

●受講要件(以下をすべて満たす者)

- ①愛知県内で、森林・林業に携わっている者
- ②研修期間中も労働災害保険の適用を受けている者
- ③フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育のみの受講希望の方は林業架線業務に携わっていること

●定員

10名(最少催行人数 3名)

●研修日程・内容

<学科> 8日間53時間

令和6年6月18日（火）から6月21日（金）まで、及び

令和6年6月24日（月）から6月27日（木）まで

<フルハーネス型墜落制止用器具に係る特別教育> 1日間6時間

令和6年7月29日（月）

※フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育を修了済みの方は、当科目は省略可能です。

<実技> 9日間59時間

令和6年7月30日（火）から8月 2日（金）まで、

令和6年8月 5日（月）から8月 9日（金）まで

※詳細なカリキュラムについては「研修日程表」を参照してください。

※本研修修了者には修了証を発行します。

※フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育のみの申し込みも可能です。なお、申込み多数の場合、全日程を受講する方を優先します。あらかじめご了承ください。

※同一所属で複数人応募される場合は、優先順位を記載してください。

●研修場所

愛知県森林・林業技術センター及び試験林（愛知県新城市上吉田字乙新多43-1）

●講師

社会保険労務士 森川 郁彦 氏

林業架線技士 山田 伸成 氏・白井 真和 氏

愛知県森林・林業技術センター 職員

●受講料

無料

テキスト代：3,000円程度

●用意するもの

筆記用具、昼食、飲み物、ヘルメット、作業のできる服装、手袋、安全靴、雨具等

※学科は座学ですが、実技では現地で作業しますので、持ち物、装備に留意してください。

●新型コロナウイルス感染症対策について

- ・マスクの着脱は個人の判断にお任せします。
- ・受付の際、もしくは研修中に体調の悪い方はお帰りいただきます。

●申込み期限

令和6年5月28日（火）まで

※期限を過ぎた申込みについては、受付できませんのでご注意ください。

※研修受講決定の通知は開催日の1週間前までに所属あてへ発送します。

●申込み方法

必要事項を記入の上、申込期限までに、以下の書類を窓口へ持参、もしくは郵送またはFAXにてお申込みください。

①「受講申込書」

②研修期間中も労働災害保険の適用を受けていることが確認できる書類（様式任意）

③フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育を取得済みの方は、修了証の写し

※メールの件名は「【C2】林業架線作業主任者育成研修（会社名）」と入力してください。

●申込み及び問い合わせ先

愛知県森林・林業技術センター 管理研修課

〒441-1622 愛知県新城市上吉田字乙新多 43-1

T E L : 0536-34-0321

F A X : 0536-34-0955

メール : shinrin-ringyo-c@pref.aichi.lg.jp